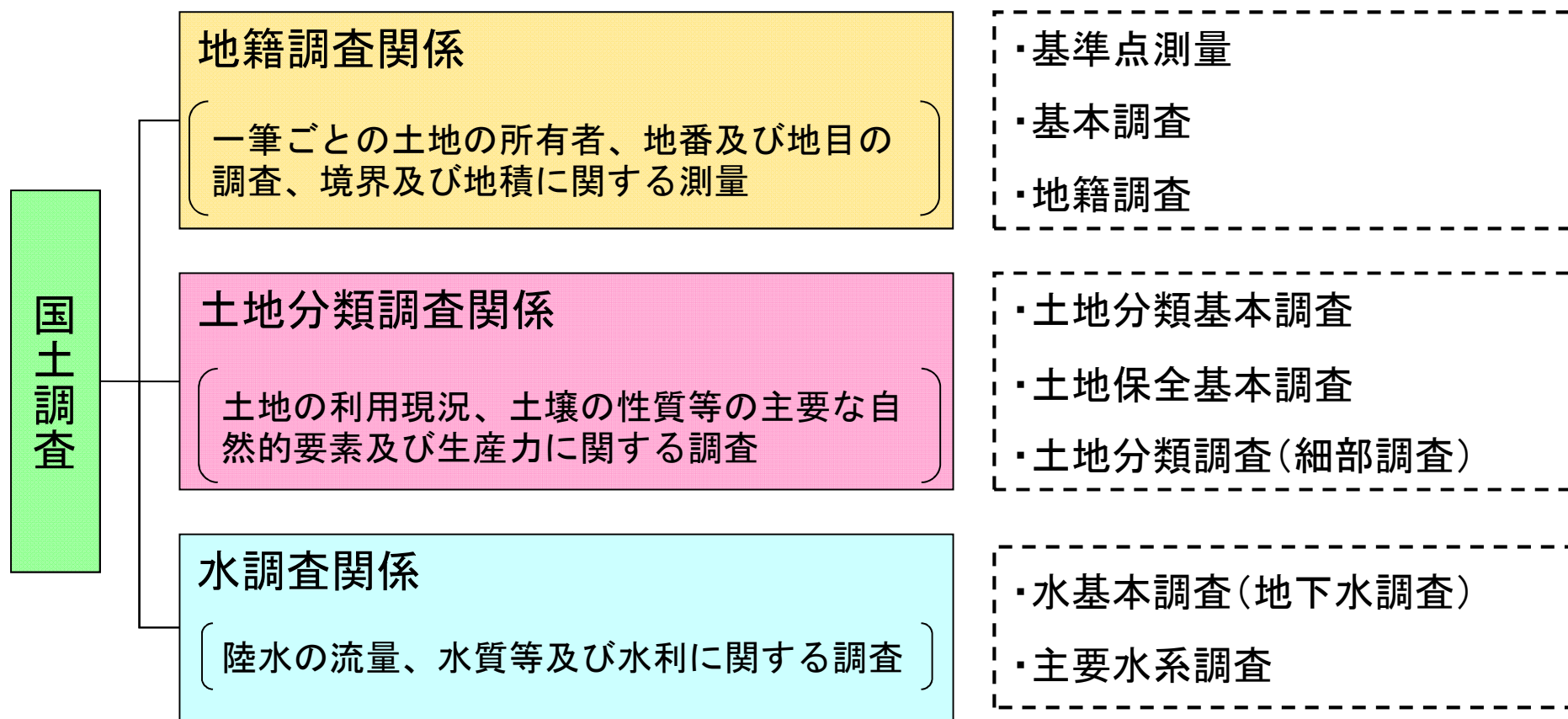


国土調査の概要について

平成30年10月
土地・建設産業局

- 国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するもの
- 国土調査は、その性格上からは、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができる。



- 国土調査の実施の促進を図るため、国土調査促進特別措置法が制定され、昭和38年以降、同法に基づき国土調査事業十箇年計画を策定
- 現在は、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年度～31年度)に基づき国土調査事業を実施

第6次十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)

<地籍調査の計画事業量>

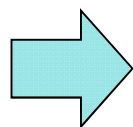
- 基準点測量の基準点の数: 8,400点
 - 土地取引の多い都市部
森林施業が行われる山村部
- を中心に地籍調査等を実施

地籍調査: 21,000km²
基本調査: 3,250km²

<土地分類基本調査の調査面積> 18,000km²

<地籍調査進捗率>

	第5次計画 終了時点 (H21末)の 進捗率	第6次計画 終了時点 (H31末)の 進捗率
全域	49%	+8% → 57%
うち、人口集 中地区 (DID)	21%	+27% → 48%
うち、DID以 外の林地	42%	+8% → 50%



平成31年度に期末を迎えるため、国土調査促進特別措置法等を改正の上、平成32年度を初年度とする次期十箇年計画の策定が必要